



# 学校だより

N06.

令和4年10月5日:発行責任者 学校長

## 清音小学校のいじめ防止対策について（清音小学校いじめ防止基本方針より抜粋）

### 1 未然防止のために



- ・対策委員会、職員会議、生徒指導委員会などで、基本方針の考え方について共通理解を図ります。
- ・いじめの未然防止に向けて、教職員研修を計画的に実施し、いじめの認知能力やその後の対応能力向上を図ります。

- ・人権週間の活動を充実させ、児童がいじめを自分たちの問題として考えるための取組を進めます。
- ・「いじめについて考える週間」で、道徳や学級活動を通して全校児童でいじめ問題を学び、いじめを起こさない温かな人間関係づくりに努めます。
- ・SNS に関わるいじめを防止するため、携帯安全教室を実施し、情報モラル教育を行います。

### 2 早期発見のために

- ・児童へのアンケート、年2回の教育相談とアセスメントを実施することで、児童の生活の様子を把握し、いじめの早期発見を図ります。
- ・情報交換会を毎週水・金曜日に行うことで、軽微な行動でも「今後いじめに繋がるかもしれない」という意識を持ち、ささいな兆候にも気づけるようにします。
- ・児童・保護者などを対象とするカウンセリングの周知を一層進めます。

- ・欠席 | 日目から電話連絡を行い、児童の心身の状態を把握するようにします。

### 3 実態把握のために

- ・家庭での児童の変化を見逃さないためのポイントを学級懇談等で啓発することで、積極的ないじめの認知につながるようにします。
- ・学校評議員、学習支援ボランティア、民生委員、児童委員、主任児童委員、夢てらす等と連絡を取り、校外の児童の様子について情報を把握します。

### 4 いじめを確認したら

- ・児童がいじめを受けている可能性が明らかになったときは、速やかに、管理職、生徒指導主事、学年主任を交えたチームでいじめの事実確認を行い、いじめへの組織的な対応をします。
- ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行います。
- ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることや相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行います。

## 9/13(火) 5年 福祉学習



事前に車いす体験をした上で、車いすで生活をされている方から日常生活の工夫や困っている点などをお聞きしました。

## 9/26(月)6年岡山シーガールズ体験学習



「株式会社ナラムラ」さんに声をかけていただき、6年生のバレーボール体験教室を実施しました。

10月の学校行事・下校時刻を学校ホームページに載せています。ご活用ください。

